

承認第 5 号

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和 6 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、令和 6 年 4 月 1 日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）土地に係る負担調整措置の継続等

現行の負担調整措置について、令和 8 年度まで 3 年間延長する。

【付則第 7 項から第 1 7 項の改正規定】

（2）その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。